

早稲田大学審査学位論文
博士（人間科学）
概要書

「ながらケア」の様態からみた
ユニットケア空間に関する研究
Architectural Space of Group Care Unit Facility
for the Elderly
for Care-Giving while Interacting

2019年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科

谷本 裕香子

TANIMOTO, Yukako

研究指導教員： 佐藤 将之 准教授

高齢者人口の増加に伴い、自宅で自立した生活が困難な高齢者の主要な住まいの一つであるユニットケア施設では入居者の重度化が進んでいる。入居者は一日の大半を無為に過ごしている現状があり、こういった入居者の機能維持が課題となっている。施設内では、環境づくりに注目したケアが始まっているものの、重度入居者に関わる建築計画研究は端緒に就いたばかりでほとんど存在しない。

本研究では、認知リハビリテーション分野の研究をもとに、職員による入居者への働きかけの増加が入居者の機能維持につながるという前提に立つ。そして、職員から入居者への働きかけの増加が実現でき、さりげない見守りを行うことにつながる「ながらケア」に着目し、職員の1分毎の行動観察データをもとに、「ながらケア」しやすい空間の条件と空間モデルを提示することを目的としている。建築計画研究において「ながらケア」の様態やその意味や価値を示すことによる空間議論はこれまでになく、本研究の独自性といえる。

上記の目的を達成するために、働きかけの増加がより求められる重度入居者が多い特別養護老人ホームと入居者が比較的軽度で自立歩行可能なことから、施設全体で見守りが求められる認知症高齢者グループホームを調査対象とし、「ながらケア」による効果として想定される以下の仮説を検証する。

〔仮説1〕「ながらケア」は、職員のⅠ.「働きかけを増やす」(4章)

〔仮説2〕「ながらケア」は、職員によるⅡ.「働きかけの機会を生む」(5章)

〔仮説3〕「ながらケア」は、職員がⅢ.「さりげない見守り」を行うことにつながる(6章)

4～6章においては、職員の働きかけと見守りに影響を与える共用空間配置の違う計4施設を選定し、まずは職員行動の背景となる入居者(1ユニット内、約10名)の滞り場所と行為内容を午前8:00～午後8:00、10分ごとに記録した。次に職員の勤務時間内(早番、遅番、日勤)の動線及び1分ごとの滞り場所と介護動作、発話内容を記録した。1分ごとの単位は要介護認定の際に用いられる1分間タイムスタディを参照した。

本論文は8章により構成される。

第1章「序論」では、高齢化という社会的背景をもとにユニットケア施設の現状と課題を説明した上で、本研究で扱う認知症高齢者に対する環境整備の重要性を示す。

第2章「研究の目的・方法」では、第1章を受けて研究の課題と視点を抽出し、「ながらケア」に着目した分析を行うことの根拠を説明する。

第3章では「ながらケア」の構成を明記し、第4章から第6章では、具体的な調査に基づき、その結果と分析を示す。

第4章においては、特別養護老人ホームを対象に、発話に焦点を当てた調査を行った。その結果、入居者へのⅠ.「働きかけを増やす」ため、発話を含む「ながらケア」がしやすい空間の条件として以下の点が導かれた。

- ・キッチンとリビングの距離が近い配置であること、食事の自立度の異なる入居者を混在させた座席配置であること、作業デスクはリビングの一角に設けること
- ・分散された共用空間(特養Mにおけるチャノマ)が入居者の居室に行く経路に近いこ

と、チャノマの近くに職員が頻繁に利用する設備が備えられていること

第5章においては、前章と同様の施設を対象に、「ながらケア」が起こる前後に焦点を当て、「ながらケア」が生まれるきっかけや持続性、職員・入居者との居合わせ数、職員の滞在頻度との関わりを検証した。調査結果から、II.「働きかけの機会を生む」ための条件と空間的配慮として、以下の点が導かれた。

- ・発話と同時に行われる行為は、話題に利用されている場面が見られたため、間接介護の過程を入居者の見える場所で行う、一緒に行くことにより話題を積極的に作ること

- ・「居合わせること」は、声かけを生み、「ながらケア」につながるため、職員と入居者の居合わせに配慮した共用空間配置とすること

第6章においては、認知症高齢者グループホームを対象に、見守りに焦点を当てた調査を行った。ユニットケア施設のケアが重層的・同時並行的になりつつあることを踏まえ、移動しながら見守ることを捉えるために、職員が移動しているか否かによって、職員の見守りを「動的見守り」「静的見守り」に2分して分析した。調査結果から、III.「さりげない見守りを行う」ため、「ながらケア」をしやすい空間の条件として、以下の点が導かれた。

- ・静的見守りについては、台所で食事準備しながら、職員拠点で記録をとりながら、食堂で入居者に食事介助しながらの見守りをしやすくするために、4方を囲うように壁が配置されている空間等を可能な限り作らない

- ・動的見守りは、台所-食堂-洗面所-職員拠点の区間で連続的に見守りがしやすい必要があるため、台所や食堂等、職員が多く行き来する空間の周辺の間仕切りの配置に注意すること

第7章においては、4,5章で調査した特養ユニットを含む全10ユニット、職員計23名に対し、共用空間の使用実態を明らかにするためのインタビュー・アンケート調査を行った。さらに4,5章で調査した特養ユニットを6章における見守りの観点から評価を行うことで、分散された共用空間が常時死角となり、職員の不安感につながり、約半数のユニットにおいて使われない原因となっていること、分散された共用空間からの可視率が低く、職員が長く滞在できないことから、ケアの偏りが生まれていること、が明らかになった。

第8章においては、第4章から第7章を総括するとともに「ながらケア」とユニットケア空間との関係を横断的に分析した。本研究から明らかになった「ながらケア」の様態として、「ながらケア」は「介助行為+見守り」「介助行為+発話」の構成要素があり(4章)、補完関係があることが分かった。「ながらケア」であれば、同時に行う他の介助が、見守りを「さりげない見守り」にする手助けをし、会話に対しては、他の介助が話題の提供や、会話の負荷を低減する役割を持つことが分かった(5章3節)。さらに「ながらケア」自体を行うことが、入居者への働きかけを増加させることが、4章4節において分かった。「ながらケア」しやすい空間モデルは、廊下がなく、職員動線を考慮した2箇所共用空間とすることを提案する。職員の移動に対しては、これまで職員動線が短い方が職員の労働負担が少ないため、多くの施設で動線を短くする検討がなされてきたが、本研究では、単純な移動を0とすることで、「移動した方がきっかけを誘発する」という価値観を提示したい。